

2 学校保健の考え方と内容

(1) 学校保健とは

学校保健は、「学校における保健教育と保健管理をいう」（文部科学省設置法第4条12項）とされているように、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指して行われる活動のことをいうものである。そして、保健教育と保健管理の活動を円滑、かつ、成果が上がるように進めるためには、教職員が役割を分担して活動を組織的に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体との連携を密にするための学校保健に関する組織の整備と組織活動の充実が不可欠な条件となる。（図 保-1参照）

(2) 学校における保健教育

学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な自律的能力、すなわち、知識や技能の習得、身近な健康の問題の判断と処理等の健康な生活に対する実践的な能力と態度を育てることにある。いってみれば、自らが健康な行動を選択し、決定し、実践していくことのできる主体の育成にあるということである。

保健教育は、体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）、特別活動（学級活動・ホームルーム活動等）を中心に教育活動全体を通じて行われる。

① 体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）

心身の健康の保持増進に必要な知識の理解や技能の習得を通して、自らの意志を決定し、適切な行動選択を行うなどの実践力の育成を図ることを目指している。小学校では体育科の「保健領域」で、中学校では保健体育科の「保健分野」で、高等学校では保健体育科の「科目保健」で、学習指導要領に示された内容と授業時数で行われるようになっている。また、理科、生活、家庭、技術・家庭等の教科においても健康や安全に関する学習が行われる。

② 特別活動における保健に関する指導

保健に関する指導は、児童生徒一人一人が、身近な生活における具体的な健康の問題に適切に対処し、健康な生活が実践できるようにすることを目指している。このため、児童生徒の集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導に大別して計画的、継続的、かつ組織的に指導が行われる。

すなわち、集団を対象とした指導は、児童生徒が現在当面しているか、ごく近い将来当面するであろう健康の問題を内容として、特別活動の学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動及び学校行事を中心に、学級担任、養護教諭をはじめすべての教職員によって行われる。また、個人を対象とした指導は、児童生徒の個別的な健康の問題に即して、学級担任、養護教諭を中心に、保健主事、生徒指導担当教員、栄養教諭、学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の協力体制のもとに行い、心身の健康の問題が解決されていくようにしなければならない。

(3) 学校における保健管理

学校における保健管理は、学校保健安全法の規定に基づく健康診断の実施と事後措置、健康相談、感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置等を中心とした活動を通して、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に寄与するものである。したがって、保健管理の活動は、学校教育の目的、目標を有効に達成するための手段、つまり学校経営の条件系列に含まれる重要な機能として大きな意義をもつものといえる。

その対象は、「人」と「物」に大別され、「人」にかかわる事項としては、心身（主体）の管理と生活（行動）の管理を、「物」にかかわる事項としては、児童生徒の学習や生活の場としての学校環境の管理を取り上げることができる。

① 対人管理

・心身の管理

健康観察、健康診断の実施と事後措置、健康相談、要養護児童生徒の継続観察と指導、疾病予防、感染症予防、救急処置等がある。これらは、児童生徒の心身の健康状態を把握し、指導や管理の課題や内容を処方し、かつ、必要な対策を施すなど、児童生徒の心身の健康の回復や保持増進を図る上で基本となる活動である。

・生活の管理

児童生徒の日常の健康生活の実践状況の把握と規正・指導、健康に適した学校生活の提供という二つの側面が考えられる。前段の健康生活の実践状況については、近年生活行動がかかわって起こる病気が多くなってきていることや、基本的な生活習慣を育てることが教育課題になってきていることを考えると、その実態を絶えず把握し、保健に関する指導や体育科（保健領域）、保健体育科（保健分野、科目保健）の指導にフィードバックさせていく意義は極めて大きい。

また、後段の健康に適した学校生活の提供については、学習能率を高め、児童生徒が楽しい学校生活を送ることができるようにする観点を重視し、日課表の工夫や情緒的雰囲気醸成などに配慮するということである。

② 対物管理

児童生徒が快適な条件のもとに学習し、かつ、心豊かな学校生活を送ることができるようにするという観点から、学校環境の衛生的管理と美化等情操面への配慮が考えられる。前段については、定期及び臨時の検査と事後措置及び日常の学校環境衛生の活動がある。また、後段については、校舎内外の美化、動物の飼育、植物の栽培などによって、児童生徒の興味を喚起し、美的心情を育成して心の安定を図るといった活動が考えられる。

(4) 学校保健における組織活動

保健教育と保健管理の活動は、以上のように多岐にわたって展開されるものであり、活動に携わる人々も学校の全教職員、家庭の保護者、地域の関係機関・団体など児童生徒にかかわりのある全ての人々に及ぶものであることから、関係者が共通理解を図り、共通の目標に向かい、連携を強化した組織的な活動が必要になってくる。

そのためには、教職員の協力体制の確立、家庭との連携、地域の保健関係機関などと連携しつつ、学校保健委員会の組織と運営に工夫を凝らし、学校保健活動の円滑な実施を推進する必要がある。